

只見町行財政改革プログラム

第 期(平成19年度～23年度)

財政健全化の指針

平成19年2月

福島県只見町

はじめに

平成18年度改定について

只見町においては、これまで平成15年度（平成16年2月）に行財政改革プログラムを策定し、平成16年度から平成20年度までを「行財政改革期間」と位置付け、行財政の改革に向けて取組を進めているところです。

その間、一定の成果が得られた項目もありますが、未だ不十分な点も見受けられ、更なる行財政改革の推進が求められています。

現行プログラムが策定されてから3年間が経過し、現時点における状況の把握とプログラムの再検証が必要となったことに加えて、国における経済財政政策、国内の経済状況等の動向にも変化が見られるため、只見町の現状と周辺環境変化を踏まえた将来予測による見直しを実施し、プログラムの第1次改定を行います。

今回の改定により、平成19年度から平成23年度までを「行財政改革期間第1期」と位置づけ、改革の方向性をより明確にして、プログラムの確実な実行に取り組めます。

只見町行財政改革プログラム 目次

第1章 行財政の改革に向けて

- 第1節 財政硬直化
- 第2節 行財政改革のために
- 第3節 改革にあたっての指針

第2章 財政の現状と課題

- 第1節 財政状況
- 第2節 只見町の財政水準

第3章 行財政基盤を確立するための数値目標

- 第1節 現時点の内容
- 第2節 現状のまま推移した場合
- 第3節 行財政基盤確立のための目標値

第4章 改革プログラム

- 第1節 小さな行政組織構築の指針
- 第2節 人件費等を抑制します
- 第3節 事務事業の見直しをします
- 第4節 補助費等及び扶助費を抑制します
- 第5節 委託の内容を点検します
- 第6節 特別会計の繰出金を抑制します
- 第7節 投資的経費を見直します
- 第8節 公債費を抑制します
- 第9節 住民負担について見直します
- 第10節 町税の適正課税と収納率の向上に努めます
- 第11節 現在までの取り組み（行財政改革プログラム策定以後）

第5章 町政運営のガイドライン

- 第1節 改革後の収支均衡見通し
- 第2節 町政運営のガイドライン

第6章 プログラムの進行管理

- 第1節 進行管理
- 第2節 町民への公表

第1章 行財政の改革に向けて

第1節 財政硬直化

日本国における国債と地方債の残高は平成18年度末で775兆円と見込まれ、GDPの実に150%を超えるなど、国全体の財政状況は先進諸国の中で最も厳しい状況にあると言われております。

国、地方全体の債務残高は、本プログラム策定時に比べても約75兆円の増加となっており、財政構造の硬直化が深刻さを増していることが伺えます。

これに財政投融资資金等による各公団の負債を含めると1,000兆円超と言われ、我々には到底その実態を知る術はありませんが、いずれにしても容易ならざる事態であることには間違いありません。

こういった中、平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、2007年度から2010年度初頭を「財政健全化第1期」と位置づけ、財政健全化の第一歩である基礎的収支黒字化を確実に実現することとされております。

その結果、地方については、歳出は国と歩調を合わせた抑制ペースによる歳出削減を求められるとともに、歳入は一般財源の所要総額確保を目指しているものの地方交付税や国庫補助金の削減が予測され、国のプライマリーバランスの赤字解消が地方へのしわ寄せとなる懸念もあり、財政力の弱い自治体にとっては、行政サービスの提供に支障が生じる恐れがあります。

本町は、平成14年度地方財政状況調査（決算統計）において、経常収支比率が82.3%に達して以来、要注意ラインと言われる80%を超えた状態が継続しており、平成17年度には83.3%となっています。

このような状況下でも、日々その脱却に向けて取組んでいかなければなりません。本町の生き残りをかけた正念場です。

第2節 行財政改革のために

本町は、これまで平成16年度から平成20年度までを行財政改革期間と位置付けてきました。これについては、行財政改革が期間終了以降不要となるものではなく、本町が存在する限り常に意識して実行すべきことです。

しかしながら、短期の期間設定は、本町が改革実行の猶予が許されない重要局面を迎えていることを示しており、裏を返せば手遅れとなる危険性をはらんでいると言えます。

今回のプログラム改定にあたり、新たに平成19年度から平成23年度までを「行財政改革期間第2期」と位置づけ、財政健全化計画、只見町集中改革プラン、第六次只見町振興計画等と整合性を図りながら改革を推進して行きます。

第3節 改革にあたっての指針

1 負担と選択の考えを持ちます

財政の自治とは、住民の負担で住民サービスを支えることです。住民の負担だけで住民サービスを支えきれないので、地方交付税制度があり、本町は交付団体になっています。今後もこの制度自体は継続するものと思われれますが、国は交付税に依存しない不交付団体の増加を目指しており、簡素な新しい基準による算定方法の見直しが図られる中で、大幅な減少が見込まれます。

厳しい財政状況においては、従来の行政運営を抜本的に見直すとともに住民・集落・地域との協働を推進するなど、効率的な行政経営を推進していくことが求められます。協働とは、それぞれの立場や環境・価値観の違いを理解し、同じ目的に向かってそれぞれが自立して課題を解決していくことです。「町民と共につくる町づくり」を目指し、それを継続していくための行財政改革でなければなりません。

行財政改革の推進には、住民の理解と協力が重要です。その前提として、財政状況や施策内容の情報共有と適切な意見の反映が不可欠となります。これらを踏まえながら、住民の負担とサービスを考えていきます。これが、「負担と選択」という考え方です。

2 経費の削減を行います

これまでも経常的経費の削減を行ってきましたが、より一層厳しいレベルで経常的経費並びに投資的経費を含めて削減を行います。

人件費の見直し、物件費の節約をはじめ補助費等、扶助費、繰出金の見直し、投資的経費であっても事業の精選、単独事業費の見直しを行います。

事業の精選については、住民の意見を反映し、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務事業の正当性の検証を行います。

歳出の無駄や非効率を放置して、住民の負担増につながることを無いようゼロベースからの歳出見直しを基本姿勢とします。

3 サービスとコストの適正化を目指します

真の財政健全化のためには、普通会計の適正化だけに留まらず、特別会計の財政健全化に努めなければ意味がありません。

繰出金（特別会計では繰入金）の中身を精査し、赤字補てんの繰出金については、その原因を究明し、住民に納得の得られる透明性の高いルールでの繰出に留め、そのためのサービスとコストの適正化を目指します。

上下水道事業については、経営健全化のため、企業経営者の視点から中期的な経営計画を策定します。

4 自主財源の適正確保

歳出削減による財政の健全化を進める一方、効率的な財政運営を支える自主財源についても適正な確保に努めます。

限られた財源の有効活用に努め、安易に住民に負担増を求めることのない自主財源の調査、研究を行い、新たな方向性を模索するとともに、固定資産税超過税率の見直しについても検討を行います。

また、第六次只見町振興計画の理念に基づいたまちづくりを実行し、その効果による財源の充実を目指します。

第2章 財政の現状と問題

第1節 財政状況

【歳入の状況】

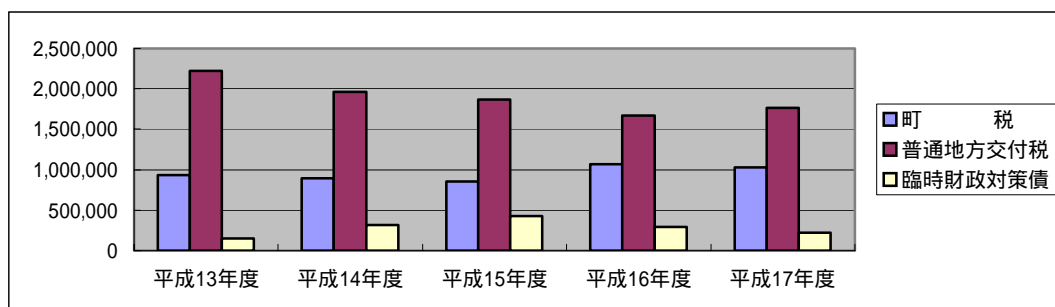
自主財源の根幹である町税は平成12年度に10億円の大台を割り込み、平成16年度に10億円台に回復したものの年々減少しています。

主な要因は、電源開発などの大規模償却資産（固定資産税）の推移によるもので、平成16年度に大鳥発電所2号機の増設により増額となったものの、何れ確実に償却が進んでいきます。

地方交付税については、前述のような状況であり、極めて深刻な財政運営が予想されます。

町税と普通地方交付税の推移 (単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
町 税	935,473	891,068	855,856	1,067,797	1,030,446
普通地方交付税	2,224,987	1,963,760	1,865,776	1,672,119	1,765,787
臨時財政対策債	150,000	314,600	426,500	291,000	224,400
計	3,310,460	3,169,428	3,148,132	3,030,916	3,020,633



【歳出の状況】

人件費については、職員数の削減や給与改定などにより平成12年度以降減少しています。(平成14年度は退職手当組合特別負担金が新たに生じたため増額)

扶助費については、少子高齢化の影響による社会保障制度の改定などにより増額傾向となっています。

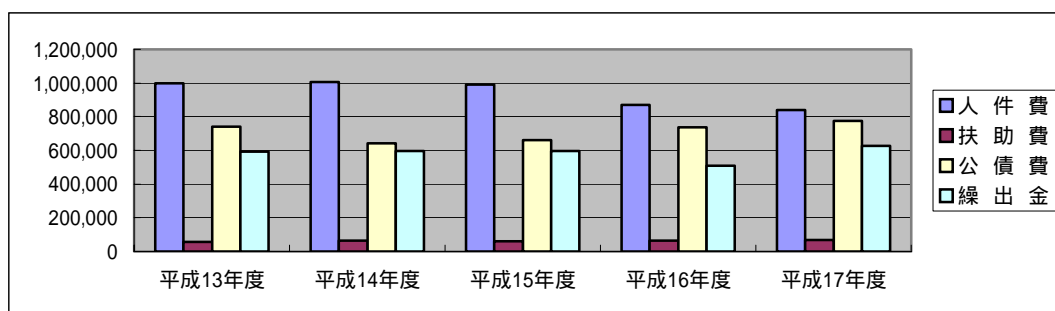
公債費については、高金利債の借換や繰上償還を実施し、将来の負担軽減に努めるほか、起債については、過疎債等の条件の良いものを優先し、一般単独債は発行しない運営をしています。

繰出金については、農業集落排水事業が進捗中のため、建設改良事業完了までは横這い傾向になります。(平成17年度は、国保朝日診療所改築事業による増) その他、特別会計への赤字補てん的な繰出金があります。

性質別歳出状況(抜粋)

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費	998,188	1,004,724	989,458	869,814	838,477
扶助費	56,386	64,874	61,578	66,034	68,575
公債費	739,271	641,242	659,451	738,011	775,292
繰出金	592,505	594,555	594,660	509,025	626,961
計	2,386,350	2,305,395	2,305,147	2,182,884	2,309,305



【一般財源の推移】

経常的経費に充当した一般財源は、平成13年度と比較すると平成17年度は、1%(28,740千円)の減となっています。

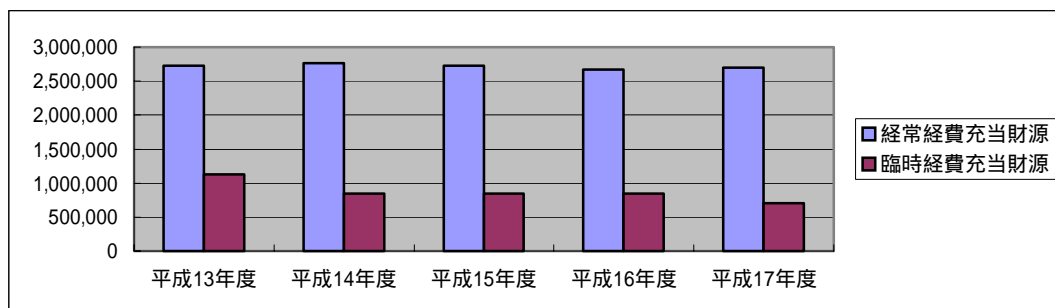
投資的経費を含む臨時的経費に充当した一般財源については、38%(430,881千円)の大幅な減となっています。

一般財源総額でみると、12%(459,621千円)の減となっており、経常的経費、臨時的経費ともに緊縮傾向にあります。

一般財源充当の状況

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常経費充当財源	2,729,708	2,767,804	2,730,010	2,675,461	2,700,968
臨時経費充当財源	1,132,192	846,183	849,943	843,047	701,311
計	3,861,900	3,613,987	3,579,953	3,518,508	3,402,279



【財政の各種指標】

(単位：% ただし、財政力指数に%は用いない)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常収支比率	77.5	82.3	81.6	82.1	83.3
公債費比率	9.3	9.2	9.4	11.0	11.1
準公債費比率	10.0	12.0	11.7	11.9	11.9
起債制限比率	7.0	6.5	6.9	7.7	8.6
財政力指数	0.265	0.282	0.280	0.352	0.334

起債制限比率は3ヵ年平均、財政力指数は単年度の数値を用いた

第2節 只見町の財政水準

【近隣町村の比較】

本町の財政状況等を各種指標で近隣町村と比較すると以下のとおりです。平成16年度決算数値を用いているため、町村合併前の旧町村単位による比較となります。(南会津郡7町村及び只見川電源流域振興協議会構成町村である大沼郡の4町村、合わせて11町村の比較です)

本町を見た場合、財政力指数は4番目、経常収支比率は2番目、起債制限比率は3番目、人口1人当り地方債残高は3番目、人口1,000人当り職員数は3番目にそれぞれ位置しています。順位はあくまでも相対の比較であり、内容的には決して良好ではありません。

合併により誕生した南会津町は、国からの財政支援措置を受けることとなりますが、自立の道を選択した本町を始め合併をしなかった町村には該当しません。いずれにしても個々の財政状況を見る限り、厳しい財政運営となることが予想されます。

(単位：人、%、千円〔財政力指数を除く〕)

	人口	財政力 指数	経常収支 比率	起債制限 比率	人口1人当たり 地方債現在高	人口1,000人 当たり職員数
只見町	5,284	0.30	82.1	7.7	1,010	17.23
桧枝岐村	706	0.32	67.3	5.8	2,725	55.56
南郷村	2,933	0.14	95.4	11.7	1,015	19.97
伊南村	1,784	0.11	96.9	11.7	1,380	22.64
館岩村	2,219	0.16	91.4	12.1	1,681	19.34
田島町	12,934	0.32	89.7	8.5	539	11.36
下郷町	7,053	0.45	91.7	10.9	772	13.81
金山町	2,834	0.24	88.0	14.2	1,164	19.40
昭和村	1,632	0.10	92.3	10.7	1,181	24.61
三島町	2,250	0.17	98.2	13.2	1,381	18.24
柳津町	4,260	0.24	83.5	6.9	1,106	17.88

【参 考】

全国市町村平均	0.47	90.5	11.2	466	8.12
福島県市町村平均	0.42	85.2	9.9	441	8.13
類似団体平均	0.27	89.2	9.6	759	12.95

人口は平成17年度国勢調査人口。

市町村財政比較分析表(平成16年度決算)による。

地方債現在高、職員数の人口は平成17年3月31日現在(5,396人)。

財政力指数：財政力を示す指数。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえる。

経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指数。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいる。

起債制限比率：公債費による負担の度合いを示す指標。比率が高いほど実質的な公債負担が大きい。

人口1人当たり地方債残高：普通会計における地方債残高を人口1人当りに換算したもの。

人口1,000人当たり職員数：人口1,000人当たりの職員数である。

第3章 行財政基盤を確立するための数値目標

第1節 現時点の内容

平成17年度末(平成18年3月31日現在)で財政調整基金残高は3億9千8百万円余、減債基金は3億8千3百万円余です。ほかに特定目的基金があり、総額では22億4千万円余になります。特定目的金は、その名のとおり事業目的に伴って基金を取崩して充当すべきものであり、財源不足を賄うために安易に取崩す性格の基金ではありません。

従って、ここでは地方交付税の減額相当分を財政調整基金で補い、公債費の償還財源に減債基金を充当して財政運営をしても、このまま推移すれば何れ厳しい局面を迎えることが予測されます。

行財政改革プログラム策定後の財政状況として、平成16年度と平成17年度の過去2年間の実績を当初プログラムにおいて目標とした数値と比較すると次のとおりとなります。

歳入については、町税が固定資産税超過税率の見直しをしなかったこともあり、目標に比べ実績が下回りました。普通交付税は、制度の先行きが不透明であったため当初予想を下目に設定しました。過去2年の期間においては、結果的には予想を上回ることとなりましたが、今後、削減方向に推移することは避けられないと見込まれるため、町税等自主財源の抜本的な見直しを検討する必要があります。

歳出については、人件費、物件費、繰出金においてプログラムへの取組みによる歳出削減の成果が伺えます。維持補修費、扶助費、公債費は目標を超える歳出額となっており、更に徹底した見直しを図っていく必要があります。特に公債費については計画的な抑制が重要課題となります。いずれの項目についても今後の対策が不要となるものでなく、尚一層の見直しが必要となります。

【行財政改革プログラム策定後の状況】

目標数値と実績の比較（普通会計における経常的なもの）

（単位：千円）

	平成16年度			平成17年度		
	目標	実績	差引	目標	実績	差引
町 税	1,059,139	1,067,797	8,658	1,133,241	1,030,446	102,795
地方譲与税	78,283	96,758	18,475	78,246	105,550	27,304
利子割交付金	2,186	3,390	1,204	2,140	1,922	218
地方消費税交付金	52,769	56,653	3,884	44,764	51,727	6,963
自動車取得税交付金	24,937	31,476	6,539	22,707	30,704	7,997
地方特例交付金	11,955	13,863	1,908	11,767	11,341	426
普通交付税	1,540,000	1,672,119	132,119	1,520,000	1,765,787	245,787
交通安全交付金	1,391	1,527	136	1,377	1,411	34
分担金・負担金	1,018	1,049	31	1,690	803	887
使用料・手数料	62,394	58,950	3,444	63,061	59,348	3,713
国庫支出金	47,742	48,287	545	45,054	34,655	10,399
県支出金	49,194	64,334	15,140	49,830	75,871	26,041
財産収入	9,967	13,427	3,460	11,900	10,424	1,476
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	5,818	8,939	3,121	8,871	12,351	3,480
地方債	376,300	297,400	78,900	278,800	229,000	49,800
歳入合計	3,323,093	3,435,969	112,876	3,273,448	3,421,340	147,892
人件費	956,097	812,661	143,436	943,024	797,392	145,632
物件費	440,942	397,418	43,524	427,714	425,215	2,499
維持補修費	126,998	121,755	5,243	125,728	133,116	7,388
扶助費	53,309	65,808	12,499	51,976	68,157	16,181
補助費等	488,173	436,760	51,413	459,356	461,090	1,734
公債費	804,969	733,626	71,343	714,868	727,774	12,906
積立金	0	0	0	0	0	0
繰出金	317,605	292,533	25,072	369,583	267,941	101,642
歳出合計	3,188,093	2,860,561	327,532	3,092,249	2,880,685	211,564
歳入歳出差引額	135,000	575,408	440,408	181,199	540,655	359,456
投資的・臨時的 経費充当財源	135,000	575,408	440,408	181,199	540,655	359,456

臨時財政対策債及び減税補てん債を経常的なものと区分している。

目標数値においては、固定資産税の税率を17年度から1.8%として試算している。

第2節 現状のまま推移した場合

今後5年間について、現状のまま推移した場合の収支見通しは次のとおりとなります。非常に厳しい財政運営となることは間違いありません。

今後5年間の収支見通し（普通会計における経常的なもの）（単位：千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町 税	983,367	1,010,274	979,966	950,567	922,050	894,388
地方譲与税	122,457	85,000	84,150	83,309	82,475	81,651
利子割交付金	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
地方消費税交付金	52,244	51,722	51,204	50,692	50,185	49,684
自動車取得税交付金	30,195	29,893	29,594	29,298	29,005	28,715
地方特例交付金	5,175	2,965	2,669	2,402	2,161	1,945
普通交付税	1,873,905	1,798,949	1,726,991	1,657,911	1,624,753	1,592,258
交通安全交付金	1,374	1,374	1,374	1,374	1,374	1,374
分担金・負担金	717	695	675	654	635	616
使用料・手数料	49,285	47,806	46,372	44,981	43,632	42,323
国庫支出金	30,502	29,892	29,294	28,708	28,134	27,571
県支出金	76,295	74,769	73,274	71,808	70,372	68,965
財産収入	17,130	10,200	9,996	9,796	9,600	9,408
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	13,452	10,351	10,040	9,739	9,447	9,164
地方債	201,900	180,300	135,225	101,419	0	0
歳入合計	3,459,255	3,335,447	3,182,081	3,043,916	2,875,081	2,809,318
人件費	851,682	860,199	855,898	851,618	847,360	843,123
物件費	430,679	439,293	448,078	457,040	466,181	475,504
維持補修費	90,778	95,317	100,083	105,087	110,341	115,858
扶助費	78,201	78,983	79,773	80,571	81,376	82,190
補助費等	472,163	469,802	467,453	465,116	462,790	460,476
公債費	697,749	711,704	725,938	722,308	718,697	715,103
積立金	0	0	0	0	0	0
繰出金	297,941	312,838	328,480	344,904	362,149	380,257
歳出合計	2,919,193	2,968,136	3,005,703	3,026,644	3,048,895	3,072,513
歳入歳出差引額	540,062	367,312	176,378	17,272	173,814	263,194
投資的・臨時的 経費充当財源	540,062	367,312	176,378	17,272	173,814	263,194

地方債は、経常的なものとして、減税補てん債を平成18年度まで、臨時財政対策債を平成21年度まで見込んだ。

第3節 行財政基盤確立のための目標値

このプログラムを推進による収支改善目標値は、次のとおりです。

収支改善額	平成19年度	40,000千円
	平成20年度	110,000千円
	平成21年度	190,000千円
	平成22年度	260,000千円
	平成23年度	340,000千円

第4章 改革プログラム

第1節 小さな行政組織の構築

スリムで効率的な組織を構築し、将来の財政環境の変化に弾力的に対応できる行政組織の確立を目指します。

1. 行政組織機構について

簡素で効率的な組織の構築

定員管理計画による定員管理

各種審議会、委員会等の統廃合

地区センターの再構築（集落、団体、NPO等の参画）

2. 人材の育成と職員の意識改革について

コスト意識と顧客意識の醸成

職員の能力向上（政策形成能力、説明能力等）

地域内外交流会等への参加などを含む研修の充実

第2節 人件費等を抑制します

定員管理計画に基づき職員数の減に努めます。当初プログラム策定時の平成16年4月職員数は、118名、平成18年4月には110名となっています。今後は、平成22年4月に99名、平成25年4月に90名の職員数を目標とした定員管理計画を確実に実行し、10年間の内に28名の職員数削減を計画的に進めて、人件費抑制に取り組めます。

また、諸手当、旅費規程、各種報酬の見直しや委員会等の統廃合についてはこれまでも削減を実施しているところですが、社会情勢や実態を踏まえた見直しを行い、更に削減を図ります。

物件費、維持補修費等についても削減を実施してきましたが、今後も継続して取り組み、コスト意識の徹底と抜本の見直しにより更に節減に努めます。

職員数の推移（実績及び計画・基準日4月1日）

（単位：人）

年 度	職員数	前年比	年 度	職員数	前年比	年 度	職員数	前年比
平成5年度	141		平成12年度	133	2	平成19年度	108	2
平成6年度	144	3	平成13年度	132	1	平成20年度	106	2
平成7年度	142	2	平成14年度	123	9	平成21年度	104	2
平成8年度	140	2	平成15年度	118	5	平成22年度	97	7
平成9年度	137	3	平成16年度	118	0	平成23年度	95	2
平成10年度	133	4	平成17年度	115	3	平成24年度	92	3
平成11年度	135	2	平成18年度	110	5	平成25年度	90	2

第3節 事務事業の見直しをします

「町民の福祉の向上」のために行政体があり、事業を実施するわけですが、併せて「財政の健全化」も求められています。二つの目標を達成していくためにPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による業務の精選を行います。

実効性のあるPDCAサイクル確立のため、計画立案、予算要求、事業実施の年間スケジュールに沿った手順を具体化して組み込み、確実に実行します。

事務事業実施の基本的判断基準は次のとおりです。

- 目的の明確化（趣旨、目的は何か）
- 効果の予測（どのような効果が期待されるか）
- 費用対効果の判断（効率的な内容か）
- 緊急度の判断（いつ実施すべきか）
- 終期の設定（いつまで実施すべきか）

更に以下の基本方針に従い、業務の精選と洗練を行います。

「事務事業の精選・洗練に関する基本方針」

1．公共の利益にかなっているか

- 不特定多数の人に便宜を与えるものであるか
- 特定少数の利益のためとならないか

2．他の行政機関が行うべき事業か

- 町が直接実施すべきか
- 他の行政機関が果たすべき役割ではないか

3．町が行うことが正当で必要か

- 本当に町の財源により行うべき必要性があるか
- どうしても町税を投入して行うべき事業か

4．部分的または全体を民間が行うことができないか

- 行政の直接実施でなければ効果が発揮できない事業か
- 外部委託、民間委託が出来ない事業か

5. 事業を継続するのであれば効率的な手段はあるか

投入した金額に見合う効果を発揮しているか
更に効率的な事業実施方法はあるか

6. これからの厳しい財政状況でも支出する意味があるか

限られた財源の中でも実施する必要性のある事業か
他の事業に優先してでも実施すべき事業か

以上の方針に従い、事務事業の評価制度を実行します。

第4節 補助費等及び扶助費を抑制します

これまでも予算編成方針に基づき削減を実施してきましたが、更に見直しを図ります。補助金については、個別にその果たす役割・効果等の再点検と再評価を行い、効果の乏しい補助、不明確な補助、緊急性が低下した補助、団体補助、少額補助については、廃止・縮減を図ります。また、その他補助についても終期設定、金額改定などの見直しを行います。

各種団体等への負担金については、その目的、効果が十分達成されているか精査を行い、団体等への加入の適否を判断します。

一旦ゼロベースから思考する。

所期の目的は何か。達成されたものは廃止。

年数を経過しているものは効果面から検討し、廃止。

必要なものでも実勢を十分考慮する。

何のためか、もう一度問い直す。

第5節 委託の内容を点検します

委託事業については、内容を精査して効果の判断をします。

一旦ゼロベースから思考する。

委託の可否の選択（個人情報や専門性の有無）

委託の効果（委託により、減額となる経費は何か）

積算は適切か（単価、人員、日数等の積算根拠は妥当か）

第6節 特別会計への繰出金を抑制します

簡易水道特別会計の公債費繰出金は、繰出基準に基づき従来同様に1/2とします。集落排水事業特別会計への公債費繰出金は、整備完了後の平成21年度から交付税措置分相当額の繰出とします（繰出基準によるものがあれば別途見込む）。その後は、公営企業の趣旨により経常的経費の繰出は行いません。

公債費分は、国が定める繰出基準に基づき繰出を行います。
経常的な繰出と事業的な繰出に分類します。
経常的繰出は、赤字補てん繰出と繰出基準分に分類します。
事業的繰出は、竣工年度、総事業費を確認します。
赤字補てん繰出は原因を究明し、早期解消に努めます。

第7節 投資的経費を見直します

事業の目的、内容、緊急度、費用対効果を十分に検証し、事業規模の見直しを行い、事業費の縮減を図ります。

特に単独事業については、事業の取捨選択を行い一層の削減を図ります。補助事業においても事業効果を十分精査し、今後の発展の基礎となる事業や町を活性化する事業に重点化します。

また、事業に係る設計や仕様、入札制度等の見直しを図ります。

第8節 公債費を抑制します

公債費については、過去に実施した大規模施設等の影響により財政圧迫の要因となっています。前述の事務事業の見直し、投資的経費の見直しを行い、本来に必要な事業のみに重点化することにより、当該年度の償還元金以下に新規借入を抑制し、起債残高を削減して財政構造の改善を図ります。

起債事業については、世代間負担の公平性の観点から、後世に過度の負担を課すことのないよう、事業の必要性、実施時期を総合的に判断した上で計画的に実施します。

また、高金利等の不利な条件の起債については、適宜判断して、可能な限り繰上償還を実施します。特に平成19年度から21年度の3カ年の予定で補償金を伴わない政府資金の繰上償還が特例実施されますので、条件に該当する起債については、積極的な活用を図ります。

第9節 住民負担について見直します

行政サービスの提供において、税制度による公平な負担が保たれない事務事業については、受益と負担の原則に基づき見直しを図ります。

施設使用料等については、利用者負担の公平性確保の観点から、社会全体が負担すべきものか、受益者が負担すべきものか、対応する経費との均衡を検討して見直しを図ります。

手数料については、法令に基準があるもののほか、特定の方に対する事務手数料等について内容を考慮して検討を行い、見直しを図ります。

第 10 節 町税の適正課税と収納率の向上に努めます

納税組合による収納と口座振替制度への移行後の収納率向上対策
収納率向上のための庁内体制の確立
家屋全棟評価の実施
新たな財源の確保

第 11 節 現在までの取り組み(行財政改革プログラム策定以後)

平成 16 年

町長給与 20%減額(特例条例で減額)
助役、教育長給与 10%減額(特例条例で減額)
議会議員定数を 16 人から 12 人に削減
農業委員会の選挙による委員定数を 16 人から 12 人に削減
職員の退職不補充(別途、H17 に看護師 2 名増員)
旅費規程の見直し及び出張内容の選別
退職時の特別昇給を廃止(不適切な運用、格付け等は従来から未実施)

平成 17 年

町長・助役・教育長給与 10%減額改定
議会議員報酬 10%減額改定
非常勤特別職の報酬の見直し(5~10%減額)
特殊勤務手当 11 項目を廃止し、朝日診療所のみに見直し
寒冷地手当の削減

平成 18 年

新給料表の採用(全体水準を 4.8%引下げ)
技能労務職給料表の改訂(行政職給料表と同水準)
57 歳昇給延伸及び 55 歳以降昇給幅の抑制
特別職、議会議員、一般職員期末手当 0.05 月引下げ

第5章 町政運営のガイドライン

第1節 改革後の収支均衡見通し

以上の改革プログラムを実施した場合の収支見通しは次のとおりです。

今後5年間の収支見通し（普通会計における経常的なもの）（単位：千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町 税	983,367	1,010,274	979,966	950,567	922,050	894,388
地方譲与税	122,457	85,000	84,150	83,309	82,475	81,651
利子割交付金	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
地方消費税交付金	52,244	51,722	51,204	50,692	50,185	49,684
自動車取得税交付金	30,195	29,893	29,594	29,298	29,005	28,715
地方特例交付金	5,175	2,965	2,669	2,402	2,161	1,945
普通交付税	1,873,905	1,798,949	1,726,991	1,657,911	1,624,753	1,592,258
交通安全交付金	1,374	1,374	1,374	1,374	1,374	1,374
分担金・負担金	717	695	675	654	635	616
使用料・手数料	49,285	49,285	49,778	50,276	50,778	51,286
国庫支出金	30,502	29,892	29,294	28,708	28,134	27,571
県支出金	76,295	74,769	73,274	71,808	70,372	68,965
財産収入	17,130	10,200	9,996	9,796	9,600	9,408
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	13,452	10,351	10,558	10,769	10,985	11,204
地方債	201,900	180,300	135,225	101,419	0	0
歳入合計	3,459,255	3,336,926	3,186,004	3,050,240	2,883,765	2,820,322
人件費	851,682	860,199	842,995	826,135	809,612	793,420
物件費	430,679	422,065	413,624	405,352	397,245	389,300
維持補修費	90,778	88,962	87,183	85,440	83,731	82,056
扶助費	78,201	76,637	75,104	73,602	72,130	70,688
補助費等	472,163	457,998	444,258	430,930	418,003	405,462
公債費	697,749	711,704	725,938	718,679	711,492	704,377
積立金	0	0	0	0	0	0
繰出金	297,941	312,838	309,710	306,613	303,546	300,511
歳出合計	2,919,193	2,930,404	2,898,812	2,846,750	2,795,759	2,745,814
歳入歳出差引額	540,062	406,522	287,192	203,490	88,007	74,508
投資的・臨時的 経費充当財源	540,062	406,522	287,192	203,490	88,007	74,508

交付税制度の動向で固定資産税の税率を含む新たな財源対策に取り組む必要がある。使用料手数料は収入増で試算。

地方債は、経常的なものとして、減税補てん債を平成18年度まで、臨時財政対策債を平成21年度まで見込んだ。

歳出の人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費、繰出金について削減効果を見込んで試算した。

第2節 町政運営のガイドライン

収支均衡見通しの推移を現実のものにするために、プログラムを着実に実施していくことはもとより、取り組みを実効性のあるものにするため、次のとおりガイドラインを定めます。

収支均衡見通しを著しく超えることになる事業は実施しない。

新規事業の財源は、事業のスクラップ&ビルドによって調達する。

新規事業の立案に当たっては、事業の終期を設定する。

第6章 プログラムの進行管理

第1節 進行管理

庁議（課長相当職以上の会議）及び監督者会議（班長会議）において、各項目について、必要に応じて是正の措置を講じます。

また、収支見通しについても今後の地方財政に対する国の方針、状況の変化に応じて時点修正を行います。

第2節 町民への公表

小さくとも自律した圏域を目標とする奥会津においての中核的な役割を目指す只見町では、住民と行政が協働するまちづくりの理念に基づき、「広報ただみ」「ホームページ」等で公表するとともに、出来る限り情報提供に努めるほか、町民の意見を広く求めて参ります。